

資料8 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要（県内該当施設）

令 項 別 表 番 一 号	施 設 の 種 類	排 出 基 準 値 (g/Nm ³)			標 準 酸 素 濃 度 On (%)	備 考
		規 模 (万Nm ³ /H)	区 分			
			既 設	新 設		
1	カ ス 専 焼	4 以上	0 05	0 05	5	◎当分の間On=Os
		4 未 満	0 10	0 10		
	ホ 重油その他液体 専焼並びにガス 及び液体の混焼	20 以上	0 07	0 05	4	
		4 ~ 20	0 18	0 15	4	
		1 ~ 4	0 25	0 25	4	
		1 未 満	0 30	0 30	◎ 4	
	イ 紙・パルプの製 造に伴う黒液燃 焼	20 以上	0 20	0 15	Os	
		4 ~ 20	0 35	0 25		
		4 未 満		0 30		
	石 炭 燃 焼	20 以上	0 15	0 10	6	
		4 ~ 20	0 25	0 20		
		4 未 満	0 35	0 30		
1	低 カ ロ リ ー 石 炭 燃 焼	—	△ 0 70	—	Os	△ 5,000 Kcal/kg未満のもの
	触媒再生塔付属	—	0 30	0 20	4	◎当分の間On=Os
	前 記 を 除 く	4 以上	0 30	0 30	◎ 6	(注) 小型ホイヤーで60.99以前に設置 されたもの及びガス、灯油、軽油、 A重油を使用するものは適用しな い。そのほかのものは、それぞれ 最小規模の基準（ただし65.99ま でに設置されたものは0.5g/N m ³ ）
		4 未 満	0 40			
2	カ ス 発 生 炉	—	0 05	0 05	7	
	ガ ス 加 熱 炉	—	0 10	0 10	7	
5	金 属 溶 解 炉	4 以上	0 10	0 10	Os	※アルミウム用反射炉は当分の 間0.30
		4 未 満	※ 0 20	※ 0 20		
6	金 属 加 熱 炉	4 以上	0 15	0 10	◎ 11	◎当分の間On=Os
		4 未 満	0 25	0 20		
7	石 油 加 熱 炉	4 以上	0 10	0 10	6	※潤滑油製造用で1万Nm ³ /H未 満のものは当分の間0.18
		4 未 満	※ 0 15	0 15		

令項別表番第一号	施設の種類		排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素濃度 On (%)	備考	
			区分		既設			新設
			規模 (万Nm ³ /H)					
9	石灰焼成炉	—	0 30	0 30	15	◎当分の間 On = Os		
		土中釜	—	0 40	0 40		15	
	焼成炉	セメント焼成炉	—	0 10	0 10		10	
		耐火物原料又は耐火レンカ製造用	4 以上	0 10	0 10		18	
			4 未満	0 20	0 20			
		前記を除く	4 以上	0 15	0 15		◎ 15	
4 未満	0 25		0 25					
11	乾燥炉	4 以上	0 15	0 15	16	★ 1 万 Nm ³ /H 未満は 0 35		
		4 未満	★ 0 30	0 20				
	骨材乾燥炉	—	※ 0 50	0 50	16	※ 2 万 Nm ³ /H 未満は 0 60		
13	廃棄物焼却炉	—	0 50	0 50	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os		
	連続炉	4 以上	0 15	0 15	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os		
4 未満		0 50	0 50					
29	カスターヒン	常用	—	△	0 05	16	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△			—
30	ディーゼル機関	常用	—	△	0 10	13	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△			—
31	カス機関	常用	—	0.05	0 05	0	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△			—
32	カソソ機関	常用	—	0 05	0 05	0	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△			—

- (注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(カスターヒン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(カスターヒン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。
- 2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度 On か Os となっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。
- 3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型のものは標準酸素濃度を Os とする。
- 4 はいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C はいじん量 (g/Nm³)
 O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
 O_s : 測定時の酸素濃度 (%)
 C_s : 測定時のはいじん量 (g/Nm³)

資料9 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の概要（県内該当施設）

令項 別 表 番 第 一 号	施 設 の 種 類	排 出 基 準 値 (ppm)								標 準 酸 素 濃 度 On (%)	備 考				
		設 置 年 月 日 規 模 (万Nm ³ /H)	48 ・ 以 8 ・ 9 前	4850 ・ 8 12 ・ 10 9 ?	5052 ・ 12 6 ・ 10 17 ?	5254 ・ 6 8 ・ 18 9 ?	5458 ・ 8 9 ・ 10 9 ?	5862 ・ 9 3 ・ 10 31 ?	62 ・ 以 4 ・ 1 降						
1	ホィフー (伝熱面積10m ² 以上)	カス専焼	50以上	130	130	100	60	60	60	60	5	液体燃焼ホィフーで52.99以前に設置された排出カス量0.5万Nm ³ /日未満の過負荷燃焼型のものについては適用しない。			
			10～50												
			4～10	150	150	150	130	130	130	130					
			1～4												
			1未満	180	180	130	130	130	130	4			◎52.910～54.89までに設置のものは設置された日から180ppm		
	50以上														
	10～50	190	180								150	150		150	150
	4～10														
	1～4	230	230								250	◎250		180	180
	1未満														
固 体 燃 焼	70以上	400	300	300	300	300	300	200	6	◎当分の間 350ppm					
	50～70														
	20～50	450	380	350	350	◎300	◎300								
	4～20														
	0.5～4	480	480	480	380	380	300	300							
0.5未満															
小ホィフー型	液体燃焼	-	-	-	-	-	-	◎260	4	◎65.99までに設置されたものは300ppm					
	固 体 燃 焼	-	-	-	-	-	-	350	6						
2	ガス発生炉・加熱炉	-	170	170	170	170	150	150	150	7					
	水素ガス発生炉のうち天井ハーナー型	-	360	360	360	360	150	150	150						
5	金属溶解炉	-	200	200	200	200	180	180	180	12	キューボフは適用除外				
6	金属加熱炉 (フジアントチューフ型)	10以上	200	200	100	100	100	100	100	11					
		1～10													
	0.5～1	150	150	150	150	150	150								
	0.5未満														
金属加熱炉 (フジアントチューフ型及び鍛接鋼管用を除く)	10以上	160	160	100	100	100	100	100							
	1～10														
0.5～1	170	170	150	130	130	130	130								
0.5未満															
7	石油加熱炉	4以上	170	170	100	100	100	100	100	6					
		1～4													
		0.5～1	180	180	180	150	150	150	150						
		0.5未満													
0.5未満	200	200	200	180	180	180	180								

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設置年月日	48 ・以 8	4850 ・ 8 12	5052 ・ 12 6	5254 ・ 6 8	5458 ・ 8 9	5862 ・ 9 3	62 ・以 4		
		規模 (万Nm ³ /H)	9 前	?	?	?	?	?	?	1 降	
9	石灰焼成炉のうちカス 燃焼ロータリーキルン	-	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉 及び溶融炉	-	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	-	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	4以上 4未満	300	300	300	250 300	250	250	250	12	
	廃棄物焼却炉 (連続炉を除く)	4以上 4未満	-	-	-	250	250	250	250		

(注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない

2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{酸素測定濃度、Os (\%)}} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあつては、20%とする。

3 小型ホイラーにあつては、60, 9, 10以降設置されたものに適用する。

なお、軽質液体燃料を使用する小型ボイラーには適用しない。

資料10 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類		排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考		
			既設	新設								
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予	
				燃料種別	設置時期		63.2 1 ~	64.8 1 ~	66.2 1 ~			
				排ガス量			64.7 31	66.1 31				
				液体	45 000Nm ³ h未満		120		100			70
				45,000Nm ³ h以上		100		100		70		
				気体		45,000Nm ³ h未満		90		70		70
		非常用	△	△						-		
30	ディーゼル機	常用	△	・950ppm						13	△ 当分の間 適用猶予	
				但し、シリンダー内径 400mm 以上の大型機関は、								
				63.2 1 ~ 64.7 31		1,600 ppm						
				64.8 1 ~ 66.1 31		1,400 "						
66.2 1 ~ 当分の間		1,200 "										
対策技術評価後		950 "										
		非常用	△	△						-		

(注) 上表区分の既設は昭和63年1月31日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1日以降に設置されたもの。

資料 11 ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出基準

令別表 番号 第一号	排 出 基 準 値 (ppm)						標準酸 素濃度 On (%)	備 考
	設置年月日 施設の種類	63 ・ 1 ・ 31 以 前	63 H3 2 ・ 1 ・ 31 }	H3 H6 2 ・ 1 ・ 31 }	H6 H6 2 ・ 1 ・ 後	63 H3 2 ・ 1 ・ 31 }		
31	カス機関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		
32	ガソリン 機 関	常用	◎ 2 000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		

(注) ◎平成5年1月31日まで適用猶予
○平成3年7月31日まで適用猶予
△当分の間適用猶予

資料 12 大気汚染防止法第 18 条の 3 の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準
(施行規則第 16 条 昭和 46 6 22)

令別法第 2 の項番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力 が 1 日当たり 50 t 以上であ ること。	1 装炭作業は、無塵装炭装置を設置するか、装炭車 にフート及び集じん機を設置するか、又はこれらと 同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、カイト車にフートを設置し、及び 当該フートからの一般粉じんを処理する集じん機を設置 するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を 設置して行うこと。ただし、カイト車又はカイト車 の走行する炉床の強度が小さいこと、カイト車の軌 条の幅が狭いこと等によりカイト車にフートを設置 することか著しく困難である場合は防じんカバー等 を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハートル、フィルター又は これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行 うこと。
2	鉱物（コークス を含み、石綿を 除く。以下同じ。） 又は土石の堆積 場	面積が 1,000 m ² 以上であ ること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積 する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置され ていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われているこ と。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられ ていること。

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
3	ヘルトコンヘア 及びバケットコ ンヘア（鉱物、 土石又はセメン トの用に供する ものに限り、密 閉式のものを除 く。）	ヘルトの幅か 75 cm以上で あるか、又は バケットの内 容積が0.03 m ³ 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンヘアの積込部及び積降部にフート及び集じん機が設置され、並びにコンヘアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩碎 機（鉱物、岩石 又はセメントの 用に供するもの に限り、湿式の もの及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75 kw 以上であるこ と。	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フート及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメン トの用に供する ものに限り、湿 式のもの及び密 閉式のものを除 く。）	原動機の定格 出力が15 kw 以上であるこ と。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料 13 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第二の二項番号	特定粉じん発生施設	規 模	規 制 基 準
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が37キロワット以上であること。	大気中の石綿の濃度が1リトルにつき10本。
2	混 合 機		
3	紡 織 用 機 械		
4	切 断 機	原動機の定格出力が22キロワット以上であること	
5	研 磨 機		
6	切 削 用 機 械		
7	破 碎 機 及 び 摩 碎 機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿 孔 機		

(注) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り 湿式のもの及び密閉式ものを除く

資料 14 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和 48. 12. 27)
環 告 154)

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要のある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位：デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩（slow）とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く。) 及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

- 備考
- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 15 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kw 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kw 以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る。 原動機の定格出力が 3.75 kw 以上のものに限る。 タンブラスト以外のものであって 密閉式のものを除く。
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ベンティノグマ シン	
	一 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ セ ン 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォー ンクマシン	
	リ プ フ ス ト	
ヌ タ ン フ ー		
2 空気圧縮機及び 送風機		原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物 用の破碎機、摩 碎機、ふるい及 び分級機		原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。
4 織 機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造 機械	イ コンクリートプ ラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 が 0.45 m ³ 以上のものに限る。 混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。
	アスフ ト プ ラント	
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kw 以上 のものに限る。
7 木材加工機械	イ トムバーカー	原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上 のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上 のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	一 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
	ヘ か ん な 盤	
8 抄 紙 機		原動機を用いるものに限る。
9 印 刷 機 械		原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出 成形機		原動機を用いるものに限る。
11 鑄 型 造 型 機		シエット式のものに限る。

資料 16 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く
2 ひょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 kw 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプット（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプット（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプットを設けて行う作業を除く

資料 17 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ヒ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (イ) トムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ール機（カレンダー ール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機（シ ート式のものに限る。）

資料 18 振動規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 フレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 19 公害関係事犯検挙状況

(平成2年中)

署別	法令法 処理	廃棄物		水濁法		砂利採取法		河川法		と畜場法		自然公園法		漁業法等		海岸法		い獣場法		自然環境保全例		合計		前年同	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩美	4	4																				4	4	10	7
鳥取	3	3																				3	3	1	2
郡家	1	3																				1	3		
智頭																								2	2
浜村													4	4								4	4	1	1
倉吉	2	2											1	1								3	3	1	2
八橋	5	5					2	2					6	10								13	17	6	4
米子	1	1											1	2								2	4	2	2
境港																									
溝口	4	4																				4	4		
黒坂																									
合計	20	23					2	2					12	17								34	42	/	/
前年同期	19	17										2	2	3	4	2	1					/	/	23	20

公害苦情取扱い状況

(平成2年中)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
受理件数			3		45			1	14	2	65
措置別	話しあっせん				3				1		4
	警告・指導		2		42			1	5		50
	検挙								7		7
	他機関通報		1							1	2
	措置不能									1	1
	その他								1		
前年苦情受理件数					181			1	6	1	189

資料20 平成2年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	2年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	29,360	合併処理浄化槽設置推進事業費 3,442 一般廃棄物処理指導費 3,357 浄化槽指導費 2,517 産業廃棄物処理指導費 10,627 海岸漂着物清掃事業費 9,417
環境保全行政費	3,525	環境保全推進費 2,465 審議会等開催費 1,060
大気汚染防止対策費	17,946	地球環境問題関連事業費 9,931 ばい煙調査費 773 環境汚染物質質量調査費 6,028 汚染物質排出量調査費 167 大気汚染分布状況調査費 1,047
水質汚濁防止対策費	37,842	有害物質調査指導費 9,132 湖山池水質浄化対策推進費 9,482 事業場排出調査指導費 2,621 水質測定計画作成費 387 環境基準常時監視費 8,063 二級河川等水質調査費 1,793 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 630 水質浄化対策推進費 763 中海湖沼水質保全計画推進費 4,769 水環境保全対策推進費 202
騒音防止対策費	868	
騒音環境基準類型調査費	88	
振動防止対策費	385	
悪臭防止対策費	3,400	
地盤沈下防止対策費	1,112	
海水浴場整備促進指導費	219	
環境影響評価推進費	697	
ウツン残土堆積場環境調査費	8,840	
地域環境保全活動基本方針策定事業費	1,561	
廃棄物不法投棄民間監視員設置事業費	1,100	
ゴ、減量化対策普及啓発推進事業費	1,920	
中海指定地域生活雑排水対策特別推進事業費	4,800	
名水普及啓発事業費	800	
地域環境調査特別対策事業費	8,468	
計	122,931	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	2年度予算	備考
(目) 環境保全費		
自然環境保全審議会費	1,009	
自然保護行政費	3,147	自然保護費 2,347 千舟・藻場調査費 800
自然保護対策費	112,158	自然保護用地管理事業費 876 大山頂上植生復元事業費 3,291 大山駐車場用地取得関係費 107,991
公園調査及び管理費	30,904	国立公園施設管理費 23,687 国定公園施設管理費 2,263 公園計画等調査指導費 411 中国自然歩道施設管理費 4,543
公園等施設整備事業費	63,000	大山隠岐国立公園施設整備事業費 58,000 県立公園事業費 5,000
温泉審議会費	1,286	
温泉振興対策費	36,340	温泉調査指導監督費 1,137 岩井温泉保全調査事業費 35,203
自然保護思想普及啓蒙事業費	6,817	自然解説事業費 1,280 少年少女自然保護協力員 養成研修事業費 923 自然観察健康ウォーク事業費 1,064 自然観察指導員設置事業費 1,010 とっとりの自然観察ガイドブック 作成事業費 2,540
自然科学館管理運営費	8,147	大山自然科学館管理運営費 1,951 山陰海岸科学館管理運営費 3,728 大山自然科学館展示改修費 2,468
保全地域調査及び管理費	885	
計	263,693	

資料 21 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	電話番号（代表）
		環境保全審議会	
鳥取市	下水環境部環境課	○昭和 47 10 13	(0857) 22 - 8111
米子市	市民生活部環境保全課	○ " 45 10. 7	(0859) 22 - 7111
倉吉市	福祉部環境課	○ " 45. 10 8	(0858) 22 - 8111
境港市	環境部環境対策室	○ " 47 10. 5	(0859) 44 - 2111
国府町	町 民 課	○平成 3 7. 4	(0857) 22 - 0111
岩美町	町 民 課		(0857) 73 - 1411
福部村	住 民 課		(0857) 75 - 2111
郡家町	保 健 課		(0858) 72 - 0201
船岡町	民 生 課		(0858) 72 - 0044
河原町	町 民 課	○ " 47 10 11	(0858) 85 - 0011
八東町	福 祉 課	○ " 49 4 1	(0858) 84 - 2111
若桜町	町 民 課	○ " 46 3. 24	(0858) 82 - 1111
用瀬町	民 生 課		(0858) 87 - 2111
佐治村	民 生 課		(0858) 88 - 0211
智頭町	福 祉 課	○ " 45 7 27 (公害対策協議会)	(0858) 75 - 3111
気高町	民 生 課	○ " 46 12 22	(0857) 82 - 0111
鹿野町	民 生 課		(0857) 84 - 2011
青谷町	町 民 課	○ " 47 1 14	(0857) 85 - 0011
羽合町	町 民 課	○ " 46 10 23	(0858) 35 - 3111
白村	住 民 課	○ " 47 6 20	(0858) 34 - 3111
東郷町	町 民 課	○ " 46 12 22	(0858) 32 - 1111
三朝町	町 民 課	○ " 46 4 1	(0858) 43 - 1111
関金町	町 民 課	○ " 47 4 1	(0858) 45 - 2111
北条町	町 民 課	○ " 45 12 22	(0858) 36 - 3111
大栄町	保 健 課	○ " 46 10 1	(0858) 37 - 3111
東伯町	保 健 課	○ " 48 3 30	(0858) 52 - 2111
赤碕町	保 健 課	○ " 46 6 1	(0858) 55 - 0111
西伯町	企 画 課	○ " 48 3 24	(0859) 66 - 3111
会見町	町 民 課	○平成 3 6 29	(0859) 64 - 2211
岸本町	町 民 課		(0859) 68 - 3111
日吉村	環 境 課	○ 46 11 1	(0859) 27 - 0211
淀江町	企 画 課	○ 47 7 1	(0859) 56 - 3111
大山町	企 画 課	○ 48 4 1	(0859) 53 - 3311
大名町	保 健 課	○ 47 4 1	(0859) 54 - 3111
中山町	町 民 課		(0858) 58 - 2111
日南町	企 画 課		(0859) 82 - 1111
日野町	町 民 課		(0859) 72 - 0331
江府町	民 生 課		(0859) 75 - 2211
溝口町	保 健 課		(0859) 62 - 0711

資料 22 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和 47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6. 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9. 13	49 1. 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12 14	49 1. 1
大山町環境保全条例	48 7. 2	48 7 2
赤碓町環境保全条例	49. 3. 30	49 3. 30
東伯町環境保全条例	54 10. 1	54 10. 1
三朝町環境保全条例	54 3. 27	54. 9 27
関金町環境保全条例	53 3 29	53 3 29
西伯町環境保全条例	49. 3. 23	49 3 23
羽合町環境保全条例	49 9 30	49 9 30
東郷町環境保全条例	49 10. 1	49. 10 1
岩美町環境保全に関する条例	60 3. 22	60. 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2. 3. 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7. 26
国府町環境保全条例	3. 3 30	3 4 1

資料 23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	鳥取トーヨーサノシ工業(株)	金 属 製 品	S48 12 28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業(株)		50. 12. 29	
	上原メノキ工業			
	太洋住研ホーロー(株)	窯 業		
	(株)山陰カッター総合現像所	写 真 現 像		
	(株)アサヒメノキ	金 属 製 品		
	協同組合鳥取鉄工センター他 8 社		51 7 26	
	協鳥取菓子工業センター他 3 社	食 料 製 造	52. 9 10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50 12 29	
	三洋製紙(株)	製 紙		
	鳥取三洋電気(株)	電 気 製	51 4 1	
	鳥取ダイヤモンド電気(株)		57 9 8	
	大同端子製造(株)			
	丸栄金属製作所	機 械 製 品		
	(株)サンフイズ	食 品 製 造	S63 7 1	
Jコーマイクロエレクトロニクス(株)	電 気 製 品	63 8 1		

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締結企業（工場）等				
住 民	(株)スイテン	電 気 器 具	H 2 7.10	市立会	
	ユミオンケミカー(株)鳥取工場	そ の 他 製 品 製 造	H 3 3 27	”	
	鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	S52 1.10	”	
米 子 市	米子市	清 掃 工 場 建 設	52 8 19	市議会立会	
”	アスファルト合材(株)	アスファルトプフント	56 10 20	市立会	
”	日建工業(株)	宅 地 開 発	61 5 9	”	
”	日清ハム(株)	食 品 加 工 業	61 11.15	”	
倉 吉 市	日本チップ工業(株)	製 材 業	47 2.16	住民立会	
”	(株)明治機械製作所	機 械 ・ 器 具 製 造 業	47 7.20	”	
	関金生コン(株)	生 コ ン プ フ ン ト	48 2 14	”	
	東伯町長他	清 掃 工 場 建 設	48 10 22	”	
	倉吉市農業協同組合	畜 産 業	49. 9 27	”	
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴ ル フ 場	H 3 6 10	”	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元 11 24	県立会	
	打吹建設(株)	建 設 業	47 11 8	市立会	
	”	機 械	50 2 21	”	
	境 港 市	日本石油(株)	石 油	49 9 20	”
		(株)錦海化成	魚 腸 骨 処 理 場	H元. 2 16	”
国 府 町	鳥取協同畜産(株)	畜 産	63 7 25	”	
岩 美 町	三洋エクセル(株)	乾 電 池 製 造 業	58 5 7	住民立会	
	(株)鳥取ダンレックス	最 終 処 分 場	H 3 8 27	県立会	
郡 家 町	山根金属工業(株)	金 属 製 品	H 2 11.17	”	
	(株)ウェルト	”	3 2 2	”	
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 造	48 10 19	”	
	日光電子工業(株)	”	49 10 29	”	
八 東 町	山本和正	畜 産	49 1 14	”	
	中原好一	”	49 8 12	”	
	昭和樹脂化工(株)	化 学 製 品	51 7 30	”	
	朝倉勲	畜 産	51 12 8	”	
	八東町農業協同組合	”	53 4 15	”	
智 頭 町	(株)いかり食品	食 品 製 造 業	63 6 10	”	
青 谷 町	鳥取トクオカ(株)	織 維 製 品	60 12 5	”	
	岸本三光堂	事 務 用 紙 製 品	H 3 3.27	”	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
羽合町	倉吉魚市場㈱ 鳥取県	水産食料品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S47 6. 1 51 5 1	
伯村	富士西産業㈱	食料品製造	48 10 19	住民立会
三朝町	鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗信稔 川本仁志 広田正和 小椋興業㈱ 三朝町農業協同組合 山本宏志	木材 木製品 土 石 畜 産 " " 土 石 " " 給油所 畜 産	57 10 14 58 5 2 60 5 15 60 8 13 60.10 11 61 5. 7 H 2 7 6 2 7 6	住民立会
北条町	山陰自動車整備工業㈱ 中部建設協同組合 三陽合織㈱ 前川菊次 北条町農業協同組合 中部舗装㈱ 北条町農業協同組合 県中央自動車協同組合 相模ハム㈱ ㈱北条リョーコーアパレル	車 輛 整 備 土 石 紡 績 農 産 物 処 理 フ イ ス セ ン タ ー アスファルトプラント 畜 産 車 輛 整 備 食 品 加 工 業 衣料品製造加工販売	50 9.20 50 6 28 53 10. 5 52 6 13 52 3 19 54 10 31 56. 6.15 56 8 20 59 9. 1 63 1.26	住民立会
大栄町	㈱河 鶴 大栄町農業協同組合 東伯町農業協同組合 鳥取サンシャインセンター 新興螺子㈱ ㈱岡崎種鶏場 中原健治 梅窪広仁 住民 大栄町農業協同組合 扶桑木材㈱ 大栄町農業協同組合堆肥センター	食料品製造 木材木製品 畜 産 ク リ ー ン グ 機 械 部 製 造 畜 産 " " フ イ ス セ ン タ ー 建 材 肥 料	51 11 17 52 12 20 55 2 25 50 4 11 55 5 30 59 5 11 63 12 21 H元 11 14 52 11 11 47. 1 20 56 10 3 57.12 13 58 7.27.	(大根つけもの) (バーク粉碎) 町立会 "

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
赤 碕 町	富士西産業㈱	食 料 品 製 造	S48 10 28	県立会
	赤碕町農業協同組合	農 産 物 加 工	51 12 15	〃
	赤碕生コン㈱	生 コ ン プ ッ ト	49 12 27	住民立会
	上野水産㈱	水 産 食 料 品	49 1 22	
	赤碕町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	53 12 7	
東 伯 町	東伯町農業協同組合	畜 産	53 8 21	
	下伊勢畜産団地組合	〃	53 2 20	住民立会
	川本正一郎		61 10 3	
	東伯町農業協同組合		61 12 5	
			62 7 27	覚 書
			63 5.26	同意書
	近藤 弘	牛 舎	63 5 26	
	小前孝夫			
	三島英幸			
	池山敏明			
	西本和昭			
	東伯町農業協同組合	畜 産	58 6 15	住民立会
	〃		58 12 7	〃
	〃		58 12 16	
	〃		60 3 6	
	〃		H 2 5 14	住民立会
	〃		52 12 28	町立会
	〃		53 8 10	
	〃		55 3 25	覚 書
〃		60 3 6	〃	
(有)東和資料	廃 処 理 業	58 2 23	町立会	
東伯町農業協同組合		58 12 15	覚 書	
		58 12 16	〃	
		58 12 25	〃	
		60 1 8	〃	
		60 1 9	〃	
		60 1 14	〃	
		60 1 25	〃	
		60 3 1	〃	
		60 3 3	〃	
住 民				

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村名	締結企業（工場）等			
住 民	東伯町農業協同組合	畜 産	S60 3. 4	覚 書
"	"	"	60 3. 5	
"	川本有希子	"	63 .9.30	
"	東伯町農業協同組合	"	63 12 20	
"	三浦 幹 雄	"	H元 8 31	
名 和 町	山陰畜産㈱	畜 産	48 12. 14	町立会
	山陰畜産㈱		58 3. 15	
	㈱鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57 7. 30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58 10. 17	
住 民	枝谷 純 拓		50 10. 11	
"	名和食鶏㈱		54 10 24	
"	キマチ医院	医 療	58 5 19	
"	㈱山 水 園	畜 産	51. 5 10	
"	山陰畜産㈱	"	49 6. 10	
大 山 町	㈱近畿北コン	生 コ ン フ ャ ン ト	48 1 31	住 民 立 会
	㈱片木アルミューム製作所	非 鉄 金 属 製 品	60 10 17	
	山陰養殖魚業協	養 殖	62 4 21	
西 伯 町	江崎グロコ㈱	食 料 品 製 造	49 11 20	覚 書 覚書（県立会）
	嶋田プレジション㈱	プ ー ス テ ィ ッ ク 加 工	59 12. 22	
	エヌオウケイメクスティク㈱	自 動 車 部 品 製 造 業	H元 7 28	
	エレック鳥取㈱	電 子 部 品 製 造 業	H 2 6 1	
淀 江 町	朝日住建	ゴ ル フ 場	63 8. 26	町立会
	大勇自動車	車 輻 整 備	50. 5 15	
	山根 巖	病 院	53 12 25	
	山本金属工業㈱	電 気 製 品 製 造	48 12 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53 8 17	
	㈱ソカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50 12 28	
	鳥取ダイハツ販売㈱	自 動 車 販 売	H元 10 3	
	環境フント工業㈱	最 終 処 分 場	63 9 26	
住 民	米子精工㈱	機 械 加 工	51 2. 13	
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50 2 13	
			59 8 17	
	㈱大 協 組	土 石	49 10 21	
	ーユーキング	チ ン コ 店	58 6 23	

